

審 議 票 (3 - 1)

令和 4 年 7 月 1 1 日

議題：開示手続等

関係規定	現行条例		改正法
	第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条～第 2 1 条		第 7 6 条、第 7 7 条、第 7 9 条～第 8 9 条
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・簡易開示 ・開示可能な時期の付記	・代理人による請求 ・開示決定等の期限	—
施行条例への規定の可否	・保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項については、法に反しない限り、条例で規定できる（改正法第 1 0 8 条）。 ・手数料の額を条例で定めなければならない（改正法第 8 9 条）。		

〈項目と論点〉

1 請求手続

- ① 任意代理人による請求が可能となることへの対応
- ② 郵送による開示請求への対応の検討
- ③ オンラインによる開示請求への対応の検討

2 開示決定等

- ① 開示決定等の期限に係る条例の規定の要否（改正法は「30日以内」、現行条例は「開示請求があった日から起算して15日以内」）
- ② 開示決定等の期限の特例に係る条例の規定の要否（改正法は「60日以内」、現行条例は「開示請求があった日から起算して45日以内」）

3 開示の実施

電磁的記録の開示方法の見直し等

4 手数料

手数料の徴収の方法及び金額

〈考え方（案）〉

1 請求手続

- ① 任意代理人による請求についても、代理人本人であることの確認や代理権を有することの確認に加え、必要に応じ本人の意思確認を行うなど、慎重な対応が求められる。
- ② 現状の運用では、本人確認が困難であるため特にやむを得ないと認める場合を除いて郵送による開示請求を可能な限り避けていたが、今後はそのような制限なく対応する。
- ③ オンラインによる請求は、デジタル手続法第 6 条の規定により可能とされているところ、同法施行規則第 3 条に定める電子情報処理組織によることが必要であり、行政手続の利便性の向上を図るためには導入について検討すべきであるが、慎重に整備等対応していく必要がある。

2 開示決定等 ※ 改正法第 1 0 8 条に基づき条例で定めることが想定される事項

条例で定めることにより、開示決定等の期限を 30 日より短期間とすることができる場所、従前、本市においては「開示請求があった日から 15 日以内」としていたことから、市民の利便性を低下させるべきでないため、従前のおり「開示請求があった日から 15 日以内」と条例に規定すべきであると考え。同様の理由から、開示決定等の期限の特例についても、従前のおり「開示請求があった日から起算して 45 日以内」と条例に規定すべきであると考え。

3 開示の実施

現行規則で定める電磁的記録の開示の実施方法は、時代にそぐわない媒体（フロッピーディスク等）への複写としている等、見直しが必要であると考えている。見直しに当たっては、広島市情報公

開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開の実施方法についても併せて検討する必要があると考えられる。

4 手数料

従前の取扱いを変更することによる混乱を避けるため、現行条例や情報公開条例と同様に請求に係る手数料は徴収しないこととし、開示の実施に際し、写しの作成及び写しの送付に要するそれぞれの実費相当の負担を手数料として求めることが適当であると考えられる。